

**スクルドエンジェル保育園
御殿場西田中園**

運営規程

Hand in Hand 株式会社

第1条(事業所の名称等)

Hand in Hand 株式会社が設置するこの保育園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) スクルドエンジェル保育園御殿場西田中園
- (2) 静岡県御殿場市西田中 500-10

第2条(施設の目的及び運営方針)

- 1・スクルドエンジェル保育園御殿場西田中園(以下「当園」という。)は、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)、その他の関係法令(以下「法令等」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定める。
- 2・当園は、保育の提供にあたっては、入園する乳児及び幼児(以下「利用乳幼児」という。)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3・当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行なうものとする。
- 4・当園は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行なうよう努めるものとする。

第3条(定員)

当園の利用定員は、子ども・子育て支援法(以下、「法」という。)第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次の通り定める。

- (1) 法第19条第1項3号の子ども(保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。)のうち、満1歳以上の子ども 16人
- (2) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 3人

第4条(提供する保育等の内容)

当園は、保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行なうものとする。

- (1) 特定教育・保育(第7条に規定する時間において提供する保育をいう。)第7条に規定する時間において保育を提供する。
- (2) 食事の提供
- (3) その他保育に係る行事等
- (4) 一時預かり保育

第5条(職員の職種・員数及び職務内容)

保育の実施にあたり、配置する職員の職種、員数及び職務内容は、以下の通りとする。

(1)園長 1名(常勤)

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対して法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行なうとともに、利用乳幼児を全体的に把握し、園務をつかさどるものとする。

(2)保育士 9名程度(常勤専従4名/非常勤5名)

保育に従事し、その計画の立案・実施・記録及び家庭連絡等の業務を行なう。

(3)栄養士 1名程度(非常勤)

調理員 1名程度(非常勤)

利用乳幼児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、1～2歳児の幼児食に係る献立を作成する。

(4)嘱託医 1名(非常勤)

(5)嘱託歯科医 1名(非常勤)

第6条(保育を提供する日)

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始(12月29日から1月3日まで)及び祝祭日を除くものとする。

第7条(保育を提供する時間)

保育を提供する時間は、以下の通りとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

7時00分から18時00分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時00分までの範囲内で時間外保育(延長保育)を提供する。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

8時30分から16時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時00分から8時30分まで、または、16時30分から午後19時00分までの範囲内で、時間外保育(延長保育)を提供する。

第8条(利用者負担、その他の費用の種類)

当園の特定教育、保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた市区町村に対して、当該市区町村の定める利用者負担金(保育料)を支払うものとする。

2・当園は、支給認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により、保育を提供した場合については、当該保護者から特定教育、保育基準費用額(子ども・子育て支援法第28条2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。)の支払いを受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとする。

3・当園は前2項の支払いを受けるほか、特定保育の提供における便宜に要する費用のうち、別表に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

第9条(利用の開始に関する事項)

当園は、御殿場市から保育の実施について要請を受けたときはこれに応じるものとする。

第10条(利用の終了に関する事項)

当園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

- (1) 3号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (2) 利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき

第11条(平等の原則)

当園は、利用乳幼児またはその保護者の国籍、信条、社会的身分または入所に要する費用を負担するか否かによって差別的扱いをしない。

第12条(保育内容)

保育内容及び給食、健康管理については、利用乳幼児の年齢、発達に応じてこれを分け、指導計画を立てる。

第13条(虐待等の禁止)

当園は、利用乳幼児の人権の擁護、虐待の防止等のため、以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- (2) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施
- (3) その他、利用乳幼児の人権の擁護、虐待の防止等のための必要な措置

2・職員は、利用乳幼児に対して児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第9条の規定により、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の行為を行ってはならない。

- (1) 殴る、蹴る、体罰等、直接入所児の身体に侵害を与える行為
- (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢を取るよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為
- (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること
- (4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為
- (5) 食事を与えない又は無理に食べさせること
- (6) 利用乳幼児の年齢及び健康状態から見て、必要と考えられる睡眠時間を与えないこと
- (7) 乱暴な言葉かけ(呼び捨て・怒鳴る等)や入所児をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること
- (8) 施設を退所させる旨の脅かす等の言葉による精神的苦痛を与えること
- (9) 性的な嫌がらせをすること
- (10) 当該利用乳幼児を無視すること

第14条(児童虐待防止法遵守)

職員は、利用乳幼児の虐待が疑われる場合には、利用乳幼児の保護とともに家族の養育態度の改善を

図ることとし、関係機関、御殿場市に通報するものとする。

第 15 条(感染症対策)

当園において、感染症または食中毒が発生し、又はまん延しないように、以下に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、対策委員会にて随時見直すこと。
- (2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会を概ね 6 ヶ月に 1 回開催する。
- (3) その他関係通知の遵守、徹底

第 16 条(事故発生の防止及び発生時の対応)

当園は、安全かつ適切に質の高いサービスを提供するために事故発生防止の指針を定め、事故を防止するための体制を整備する。

2・利用乳幼児に対するサービス提供により、事故が発生した場合は、速やかに御殿場市、利用乳幼児の家族等に対して連絡を行なう等必要な措置を講じるものとする。

3・事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際してとった処置を記録するするとともに、事故発生の原因を究明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4・サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行なうものとする。

第 17 条(非常災害対策)

非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月 1 回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

第 18 条(衛生管理)

当園は、環境衛生の保持に心がけ、衛生知識の普及、伝達及び伝染性疾患の感染防止を行い、年 1 回の大掃除を行なうものとする。

第 19 条(文書の管理)

文書は常に整理し、点検され、正しく保管され、重要なものは非常災害に際して持ち出しができるよう常に整備し、紛失・火災・盗難等に対する予防措置を講じなければならない。

第 20 条(健康管理)

園長は、常に利用乳幼児の健康に留意し、年 2 回以上の健康診断を実施し、その結果を記録しておかななければならない。

2・職員の健康診断は、年 1 回以上、調理員等給食関係者及び乳児担当職員は、毎月検便を実施するものとする。

第 21 条(日課及び年間行事)

日課及び年間行事については別に定めるものとする。

第 22 条(保護者との連絡)

当園は、保護者と常に密接な連絡を保ち、保育方針・成長・栄養状態・園運営等について保護者の協力を得るものとする。

第 23 条(苦情対応)

保護者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合、当園は速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無並びに改善方法について保護者に報告するものとする。

なお、苦情申立窓口は、別紙「苦情解決規程」に記載されたとおりである。

第 24 条(相互信頼関係の構築)

利用乳幼児が共同生活の秩序を保ち、健康で快適な生活を維持するため、職員及び保護者は必要な事項について話し合い、相互の信頼関係の維持に努めなければならない。

第 25 条(自己評価について)

保育所保育指針に基づき、当園及び保育士等についての自己評価を評価項目に則り、一定期間ごとに行い、グループで項目を構成し直す取り組みを年 1 回行なうものとする。

第 26 条(秘密の保持)

当園は、業務上知り得た利用乳幼児及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、入所児又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等、正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書(情報提供同意書)により同意がある場合に限り、第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、当園利用中及び利用終了後においても第三者に対して秘匿します。

2・職員は、業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

第 27 条(改正)

この規程を改正、廃止するときは、Hand in Hand 株式会社の役員会の議決を経るものとする。

第 28 条(緊急時における対応方法)

- 1 保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡を取る。
- 2 保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行う。

嘱託医 小児科

医療機関の名称	安田内科小児科医院
医 院 長 名	安田 敏男
所 在 地	静岡県御殿場市東田中 2-13-15
電 話 番 号	0550-84-3777

歯科

医療機関の名称	ひまわり歯科クリニック
医 院 長 名	鎌田 耕
所 在 地	静岡県御殿場市保土沢 454-1
電 話 番 号	0550-89-7530

管轄する関係機関

消防署	御殿場消防署
警察署	御殿場警察署

附 則

制定 令和3年7月1日

制定 令和6年2月1日

制定 令和6年4月1日

制定 令和6年10月1日

別表

1・時間外保育に係る利用者負担

延長保育料等の利用料については下記の通りです。

	1日単位の延長	
延長保育利用料	100円/30分	

*通常保育料がA・B階層に該当する場合は、免除となります。

※当事業所が設定する延長保育は19時までとなります。

19時を超えた場合は30分毎に1,000円

2・一時預かり事業に係る利用者負担

1日 1,600円

3・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

① 帽子 980円

② スポーツ振興センター掛金 200円

*当園は、上記費用の支払いを受けた場合は、領収書を発行いたします。